

減収減益事業者電力支援募集要領

令和2年10月1日
一般財団法人 泉佐野電力

1. 事業概要

一般財団法人 泉佐野電力（以下「泉佐野電力」という。）は、泉佐野市の依頼により、コロナ禍において経営状況がひっ迫している市内に施設を所有する中小企業等民間事業者（個人事業主を含む。以下「民間事業者」という。）に対して従量電力料金の割引をもって経営を支援する事業を始めます。

対象者は高圧を受電する一部の事業者に限りますが、泉佐野電力としてできる支援として、条件に合致する民間事業者の電力量料金を約20%引きし、割引額の総額が1施設あたり100万円に達するまで継続します。

2. 支援対象者

以下の全てを満たす必要があります。

- (1) 国の持続化給付金、大阪府の休業要請支援金または休業要請外支援金もしくは泉佐野独自の休業要請外支援金を既に受給している民間事業者であること。
- (2) 市内に高圧を受電する施設を有する民間事業者で、かつ施設の契約電力が、高圧 50kw 以上 500kw 未満であること。
- (3) 支援を受けている期間内に民間事業者が廃業しないこと。
- (4) 支援を受けている期間内に支援を受ける施設を閉鎖しないこと。
- (5) 支援をうけている期間内に支援を受ける施設の電力需給契約を変更しないこと。
- (6) 泉佐野電力との電力需給契約を締結後、1年以上契約を継続できること。
- (7) 代表者（役員・その他使用人）・事業主が泉佐野市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団密接関係者に該当しないこと等、反社会勢力との関係を有しないこと。

3. 支援内容

電力需給契約の電力量料金の適用範囲に該当し、泉佐野電力と1年以上継続して電力需給契約を締結することが前提となります。

支援として1事業者1施設のための電気料金のうち電力量料金から20%の金額を割引します。なお、泉佐野電力以外の小売電気事業者と電力需給契約を締結しているときは、契約している電力量料金から割り引くわけではありません。新たに泉佐野電力と電力需給契約を締結することが前提となります。

電気料金のうち「基本料金」「燃料費調整額」「再生可能エネルギー発電促進賦課金」「消費税及び地方消費税等」は割引の対象にはなりません。

割引の期間は、電力需給契約の成立後、料金の適用開始日から割引した額の総額が100万円に達するまで、または令和4年3月31日までとします。

割引の期間終了後も、支援対象者または泉佐野電力の双方が電力需給契約の廃止または変更についての申入れを行わない場合は、電力需給契約は割引適用前の条件で継続されるものとします。

4. 申請方法

申請書（様式1）及び誓約書・同意書（様式2）を泉佐野電力のホームページからダウンロードし、必要な事項を記載のうえ、必要な添付書類（下記を参照のこと。）を添えて下記窓口まで郵送または持参により申請してください。

なお、受付期間は令和2年10月1日（木）から令和2年10月30日（金）まで。土日・祝日は除き、平日は午前9時から午後5時までとなります。ただし郵送の場合は当日消印有効とします。

<申請書持参の窓口>

一般財団法人 泉佐野電力 （担当：中川）

住所：〒598-0043 大阪府泉佐野市大西1丁目16-5 事務所2階

電話：072-462-3223/FAX：072-462-3260

【添付書類】

- (1) 国の持続化給付金の支給を受けている場合は、受給を証明する通帳等の写し
- (2) 大阪府の休業要請支援金の支給を受けている場合は、受給を証明する通帳等の写し
- (3) 大阪府の休業要請外支援金の支給を受けている場合は、受給を証明する通帳等の写し
- (4) 泉佐野市独自の休業要請外支援金の支給を受けている場合は、受給を証明する通帳等の写し
※ 上記(1)から(4)の証明する書類が無い場合は別途上記窓口まで御相談ください。
- (5) 本人確認書類の写し（法人の場合は代表者のもの）、運転免許証（表裏両面）、
パスポート（顔写真掲載ページ及び所持人記入欄）、住民基本台帳カード（表面）、
各種健康保険証（表裏両面）、マイナンバーカード（表面）、在留カード（表裏両面）、
特別永住者証明書（表裏両面）、外国人登録証明書（表裏両面、ただし、在留資格が特別永住者
のものに限る）のいずれかの写し
- (6) 直前1年間の電気使用量がわかる資料（電力の領収書等）

5. その他注意事項

- (1) 申請多数の場合は抽選により、対象50施設までとします。
- (2) 申請時の提出書類に不備がある場合は、必要な修正を行ったうえで再申請していただきます。
- (3) 泉佐野電力は、必要に応じて追加資料または証憑類の提出を求めることがあります。
- (4) 泉佐野電力は、必要に応じて申請者の経営実態の現地確認を行うことがあります。
- (5) 泉佐野電力は、必要に応じて申請者の個人情報等を国、大阪府または泉佐野市に照会することがあります。
- (6) 申請書類に不備が無く、受理された後は申請書類を返却することはできません。抽選で対象とならなかった場合も同様です。